

(中小企業経営者から見た)

裁判員制度に対する意識調査

裁判員制度は国民から選ばれた裁判員が刑事裁判に参加する制度で、6人の裁判員と3人の裁判官がともに刑事裁判に立会い、被告人が有罪か無罪か、また有罪の場合はどのような刑にするかを判断する制度です。この制度が平成21年5月21日にスタートして一年が経過しました。

裁判官は裁判員との目線の違いに驚き、判決書の書き方にも影響を与えるなど、市民感覚を反映した判決が出される一方で、審理の長期化にともなう裁判員の身体的・心理的な負担の増加など、様々な問題も発生しています。

中小企業にとっても、経営者や従業員が裁判員に選ばれて仕事を離れると、様々な影響がありその対策も必要となります。

当金庫では、この裁判員制度に関するアンケートを過去2回実施(平成19年6月、平成20年6月)していますが、裁判員制度施行後一年経過したことを期に、あらためて中小企業の裁判員制度に対する意識調査を実施しました。

調査要項

| | |
|--------|-----------------------------|
| 調査時点 | 平成22年9月上旬 |
| 調査対象企業 | 当金庫お取引先 1,914社(大阪府下ならびに尼崎市) |
| 回答企業数 | 1,359 社 |
| 回答率 | 71.0% |
| 調査方法 | 調査票郵送及び聞きとり調査 |

アンケートの内訳

| 業種別 従業員別 | 製造業 | 卸売業 | 小売業 | 飲食業 | 建設業 | サービス業 | 運輸業 | 不動産業 その他 | 計(社) | 構成比 | 累 構 成 | 計 比 |
|-------------|-------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------------|--------|--------|-------------|--------|
| 1～4人 | 62 | 51 | 119 | 55 | 40 | 57 | 3 | 48 | 435 | 32.0% | | 32.0% |
| 5～10人 | 112 | 58 | 29 | 18 | 75 | 54 | 13 | 12 | 371 | 27.3% | | 59.3% |
| 11～20人 | 115 | 23 | 15 | 7 | 51 | 26 | 16 | 4 | 257 | 18.9% | | 78.2% |
| 21～30人 | 37 | 13 | 8 | 8 | 14 | 13 | 12 | 3 | 108 | 7.9% | | 86.2% |
| 31～50人 | 32 | 7 | 11 | 11 | 5 | 11 | 12 | 1 | 90 | 6.6% | | 92.8% |
| 51～100人 | 19 | 5 | 11 | 3 | 6 | 10 | 8 | 1 | 63 | 4.6% | | 97.4% |
| 101人以上 | 12 | 3 | 5 | 3 | 0 | 9 | 3 | 0 | 35 | 2.6% | | 100.0% |
| 計(社) | 389 | 160 | 198 | 105 | 191 | 180 | 67 | 69 | 1,359 | 100.0% | | |
| 構成比 | 28.6% | 11.8% | 14.6% | 7.7% | 14.1% | 13.2% | 4.9% | 5.1% | 100.0% | | | |

1. 裁判員制度に対する認知度について

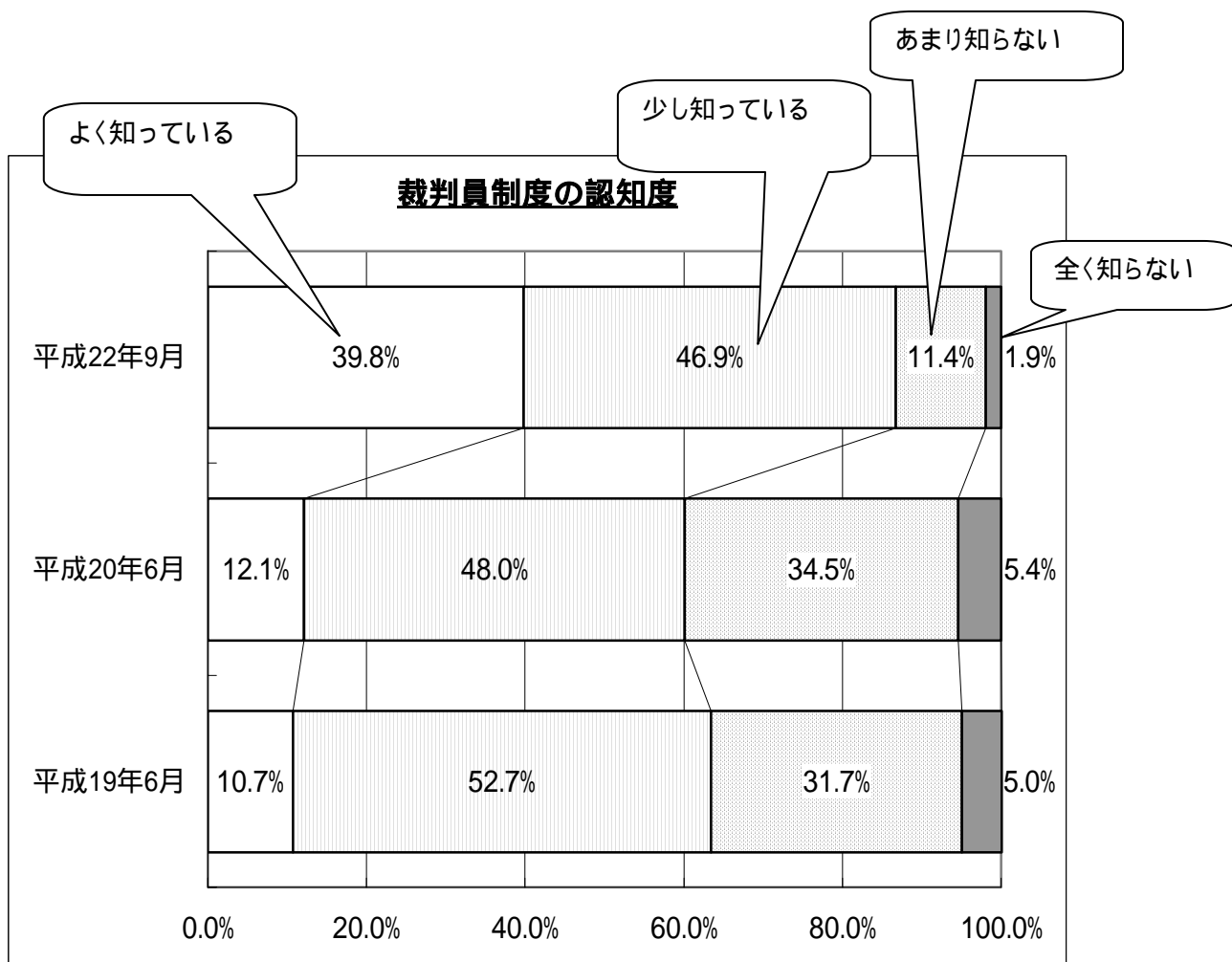
有効回答企業数：1,343 社

回答方法：単純回答

「よく知っている」が39.8%、「少し知っている」が46.9%あり、86.7%の企業は裁判員制度について認識しています。特に「よく知っている」は平成20年6月調査時では12.1%、平成19年6月調査時では10.7%でしたので、大きく改善されました。

反対に「あまり知らない」は11.4%、「全く知らない」は1.9%あり、認識が低い企業は13.3%に止まりました。特に「あまり知らない」は平成20年6月調査時では34.5%、平成19年6月調査時では31.7%でしたので、ここでも大きく改善されています。

この制度が施行されて一年を経過し、中小企業のこの制度に対する認知度は、急速に高まっています。

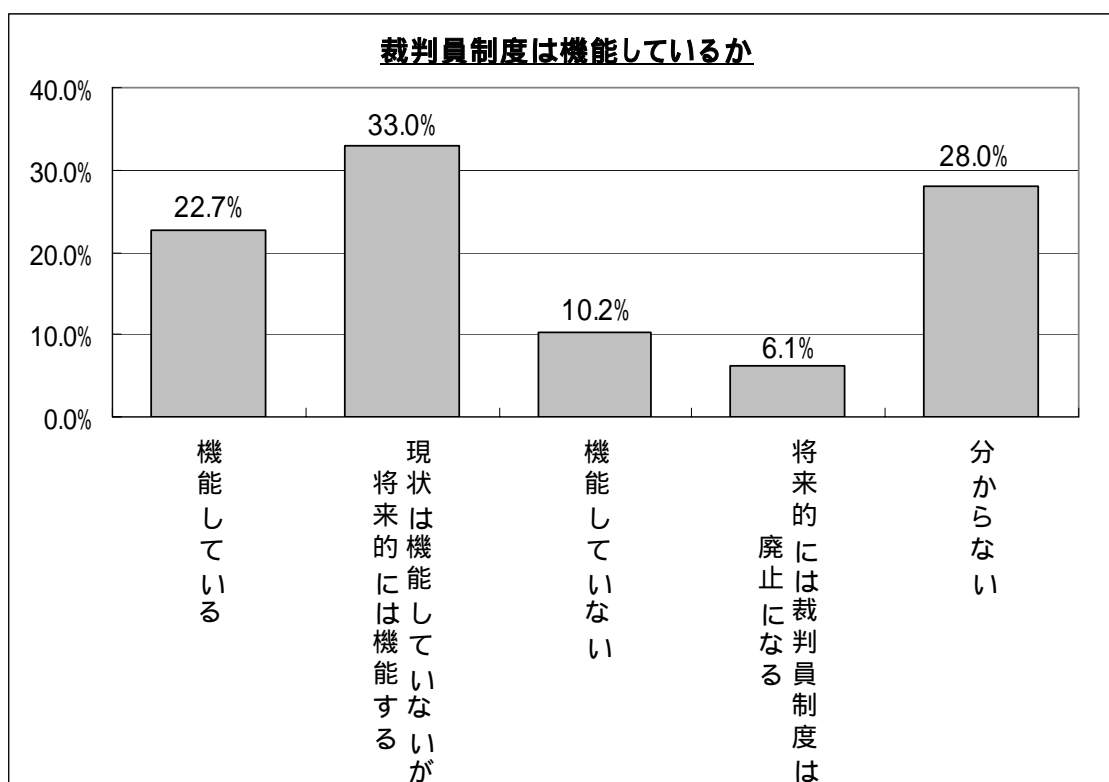


2. 裁判員制度は機能していますか？

有効回答企業数：1,338社 回答方法：単純回答

「機能している」が22.7%、「現状は機能していないが、将来的には機能する」が33.0%あり、この制度は機能している、あるいは今後機能すると考える企業は、半数以上に上ります。

一方で「機能していない」は10.2%、「将来的に裁判員制度は廃止になる」は6.1%あり、この制度は機能しない、あるいは制度そのものが廃止となると考える企業は16.3%に止まりました。



3. 裁判員に選ばれた場合の参加による休暇の扱いは？

有効回答企業数：1,331社 回答方法：単純回答

裁判員制度による休暇の取扱いについては、以下の4つの方法があります。

裁判員休暇を就業規則などで新たに規定し、有給として通常の賃金を支払う方法

「特別休暇扱い（有給休暇とは別で休暇を認める）」

裁判員休暇を就業規則などで新たに規定し、有給休暇とするが裁判員としての日当を控除する方法

裁判員休暇を就業規則などに新たに規定し、無給とする方法

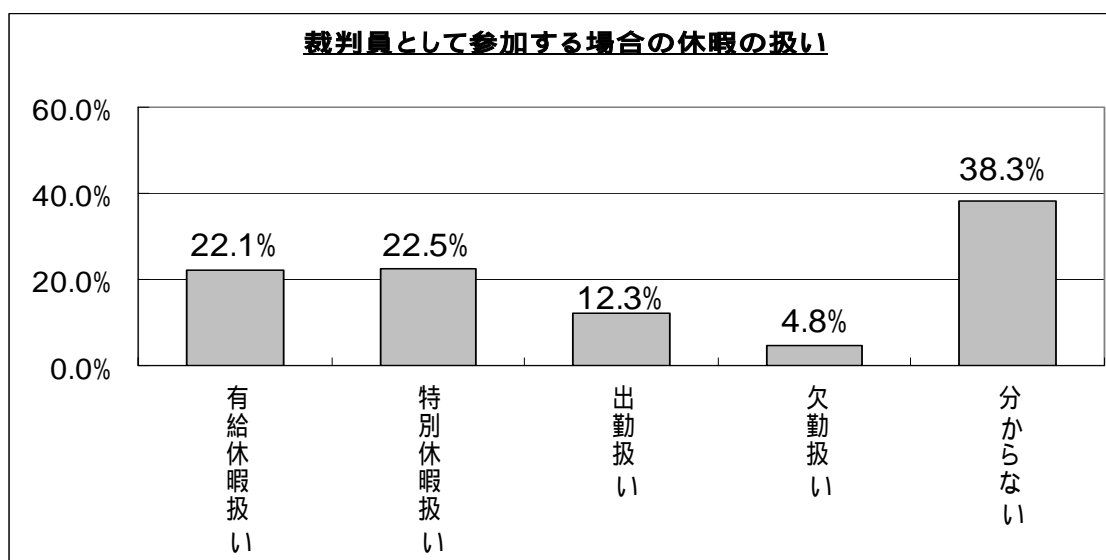
裁判員休暇を就業規則などの公民権行使に関する既存の規定に含むものとして取扱い、就業規則などを変更しない方法 「有給休暇扱い」

いずれの方法を選択するかはそれぞれの実情に応じて事業主が判断することになりますが、労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したこと、その他裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員もしくは裁判員候補者であること、またはこれらの者であったことを理由として、従業員の解雇やその他不利益な取扱いをすることは禁止されています。

アンケートの結果、「有給休暇扱い」が22.1%、「特別休暇扱い（有給休暇とは別で休暇を認める）」が22.5%、「出勤扱い」が12.3%となりました。

裁判所は の「特別休暇扱い（有給休暇とは別で休暇を認める）」を推奨していますが、この取り扱いが22.5%で前回調査時とほとんど変わりません。

また、 の公民権行使に基づく「有給休暇扱い」により対応する企業が22.1%と前回調査時より増加していますが、「分からない」が38.3%あり、休暇の対応が決まらない企業も多くあります。

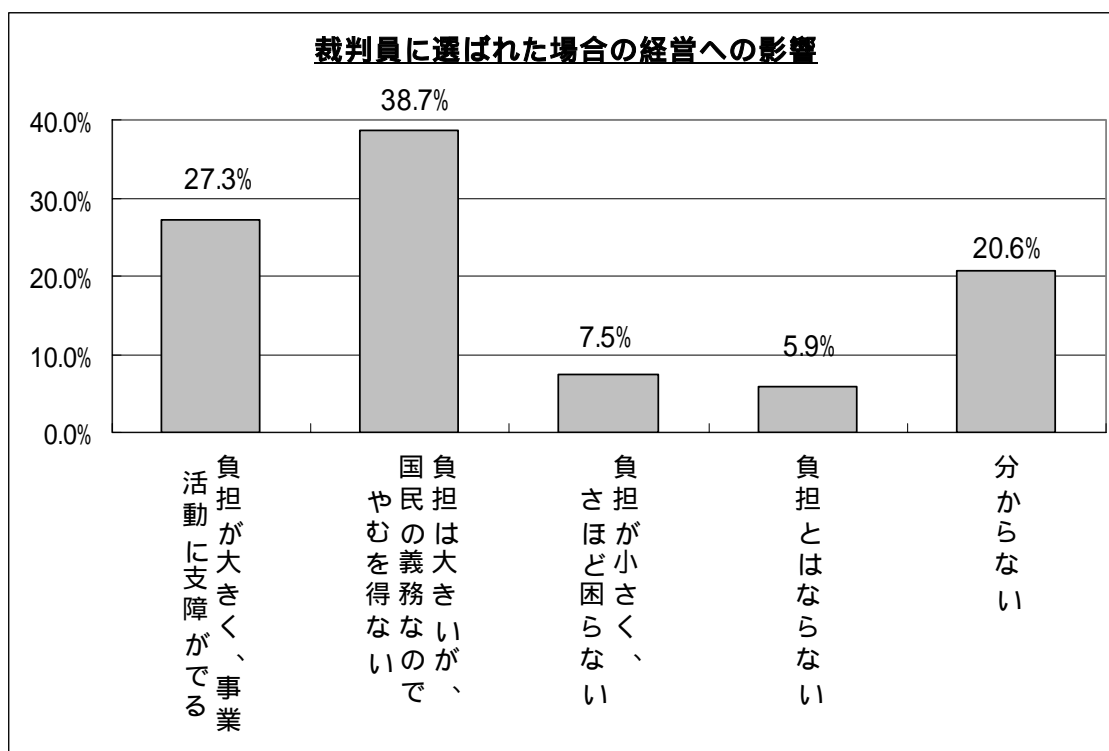


4. 経営者や従業員が裁判員に選ばれた場合の経営への影響について

有効回答企業数：1,328社 回答方法：単純回答

「負担が大きく、事業活動に支障がでる」が27.3%、「負担は大きいが、国民の義務なのでやむを得ない」は38.7%あり、裁判員として参加することが経営への負担と考える企業や、義務としてやむを得ず参加する企業が前回調査時より増加しました。

事業主は、経営への負担の大きさを危惧するか、裁判への参加はやむを得ないと消極的に考えています。

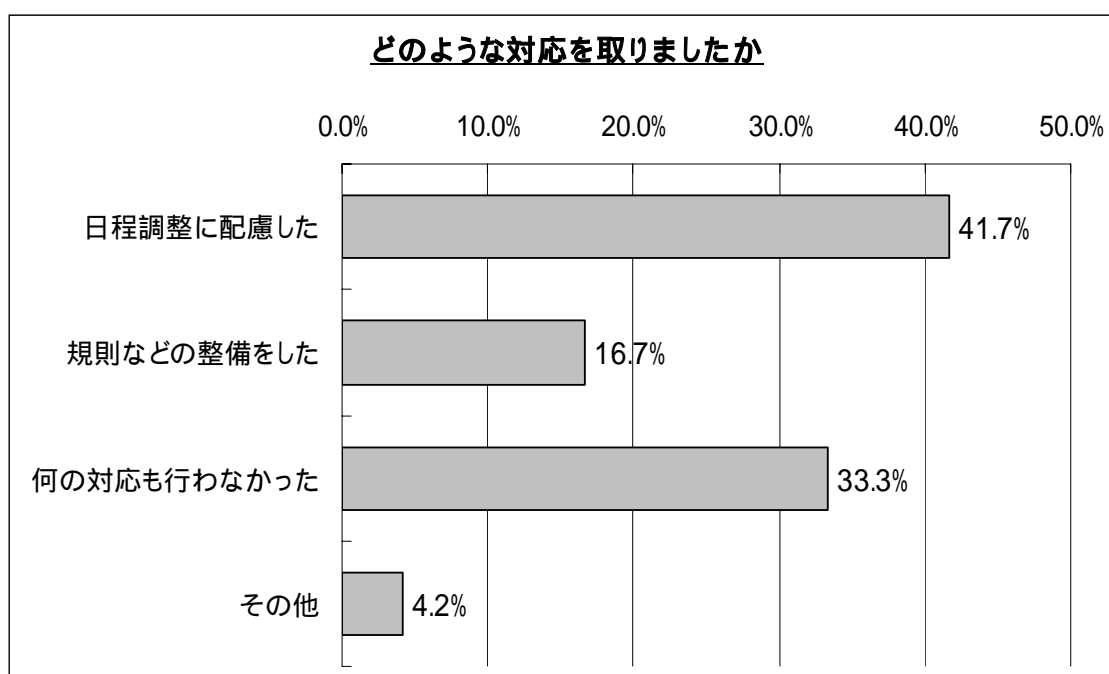


5. 裁判員事件について裁判員候補者に選ばれ呼出しを受けたことがありますか？また、どのような対応を取りましたか？

有効回答数：1,331社 回答方法：単純回答、複数回答

「ある」と回答した企業数は、24社ありました。またその時に、事業主の取った対応は「その従業員の日程調整などに配慮した」が41.7%、「規則などの整備をした」が16.7%あり、58.4%の事業主が何らかの対応を行っています。

一方で「特に何の対応も行わなかった」は33.3%あり、対応を考えない企業もあります。



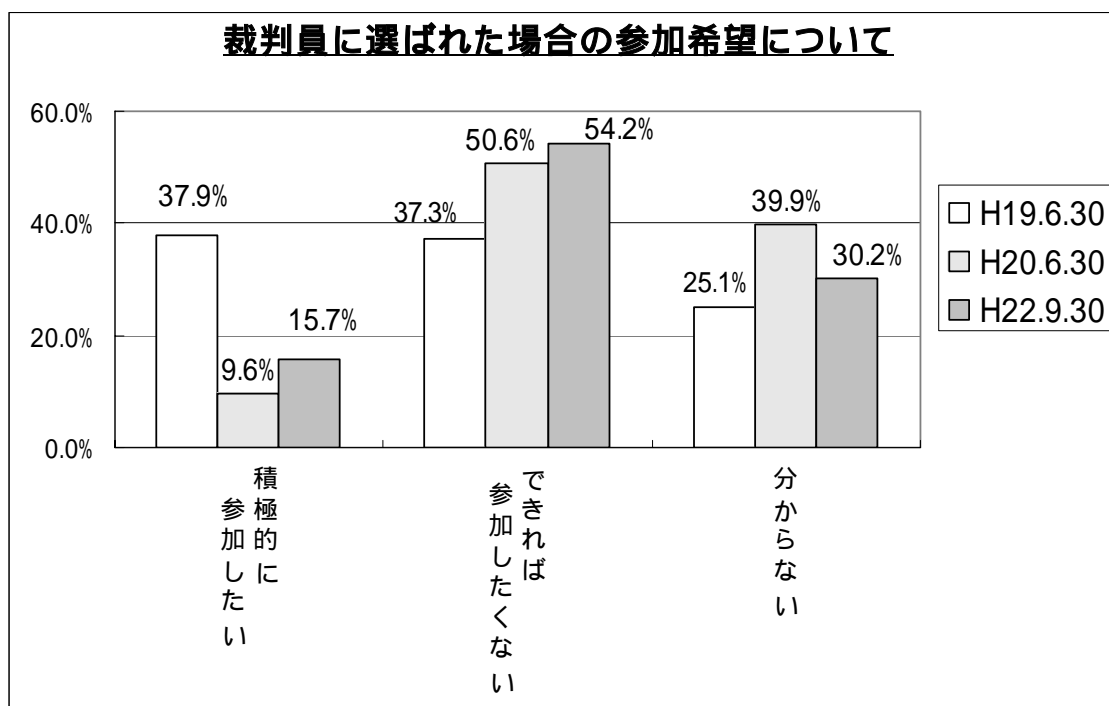
6. 裁判員に選ばれた時、積極的に参加する気持ちがありますか？

有効回答企業数：1,296社 回答方法：単純回答

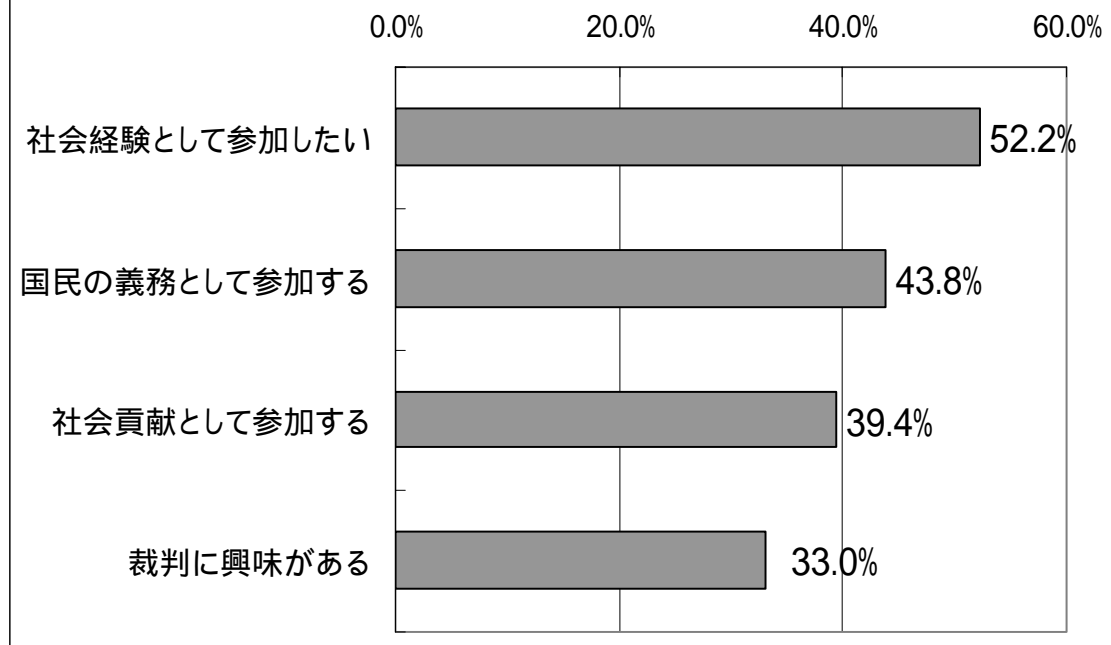
「積極的に参加したい」が15.7%、「できれば参加したくない」が54.2%となり、半数が参加することに消極的です。裁判員制度施行前（平成19年調査時）は「積極的に参加したい」が37.9%ありましたが、施行後に15.7%まで落ち込みました。さらに「出来れば参加したくない」は施行前37.3%ありましたが、施行後に54.2%まで上昇しています。このことから企業は裁判員制度への参加には消極的な様子が見えます。

「参加に積極的な理由」は、「社会経験として参加したい」が52.2%、「国民の義務として参加する」が43.8%となり、裁判への参加に関心があることと、参加しなければならない使命感を、裁判員制度に参加する主な理由として挙げています。

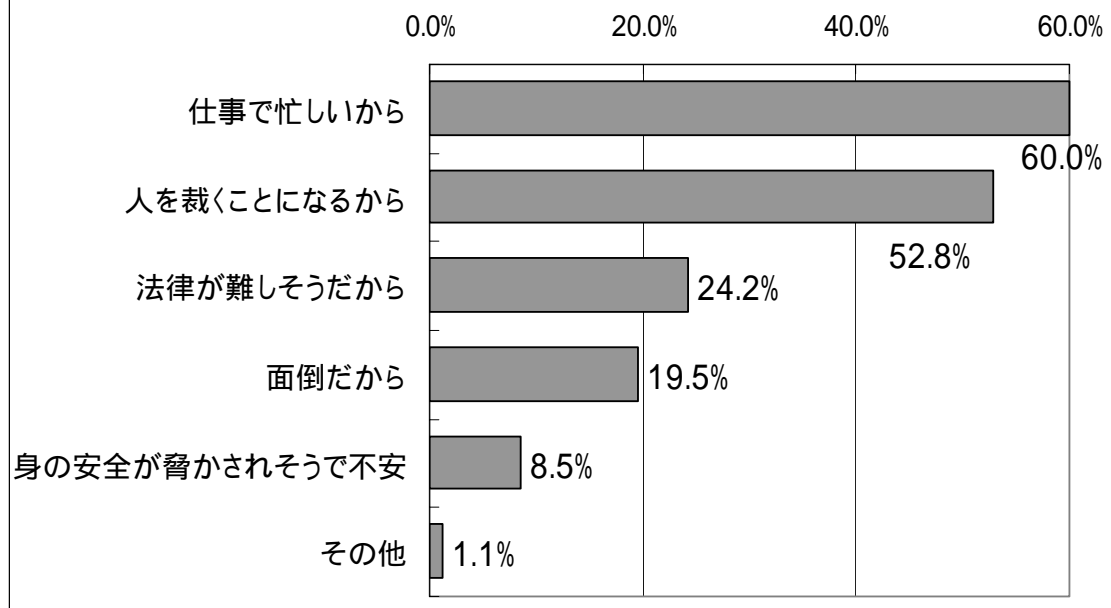
反対に「参加に消極的な理由」は、「仕事で忙しいから」が60.0%、「人を裁くことになるから」が52.8%あり、事業への負担を懸念することと、精神的負担になることを主な理由としています。



参加に積極的な理由



参加に消極的な理由



次に、質問4にある「裁判員に選ばれた場合の経営への影響」についての回答項目ごとに、「裁判員に選ばれた場合の参加希望」をみてみます。

経営への影響として「事業活動に支障が出る」と回答した企業や「国民の義務なのでやむを得ない」と回答した企業の内、それぞれ72.8%、55.5%の企業は「できれば参加したくない」と回答しています。

次に、「さほど困らない」「負担とはならない」と回答した企業の内、「できれば参加したくない」企業はそれぞれ52.6%、34.2%あります。

このことから、裁判員に参加することに「さほど困らない・負担とならない」と考える企業でさえも、裁判員として参加することに消極的な企業が多いことがわかりました。

経営への影響と参加意思について

| 選択項目 | 総計 | 事業活動に支障がでる | 国民の義務、やむを得ない | さほど困らない | 負担とはならない | 分からない |
|-------------|-------|------------|--------------|---------|----------|-------|
| | 構成比 | 構成比 | 構成比 | 構成比 | 構成比 | 構成比 |
| 積極的に参加したい | 15.7% | 7.6% | 21.5% | 24.7% | 28.9% | 7.5% |
| できれば参加したくない | 54.2% | 72.8% | 55.5% | 52.6% | 34.2% | 31.6% |
| 分からない | 30.2% | 19.5% | 23.1% | 22.7% | 36.8% | 60.9% |

7. 調査を終えて

国民から選ばれた裁判員が刑事裁判に参加する制度である裁判員制度が、平成 21 年 5 月 21 日にスタートして一年が経過しました。

この制度に対する認知度については、86.7%の企業が認識していて、過去 2 回の調査時よりも高い認知度を示しています。

次にこの制度が機能しているかについては、「機能している」が 22.7%、「当面機能していないが、将来的には機能する」が 33.0%あり、55.7%の企業が将来も含めてこの制度は機能すると考えています。

また裁判員に選ばれた場合、参加することによる休暇の扱いについては、裁判所が推奨する「裁判員休暇を就業規則などで新たに規定し、有給休暇として通常の賃金を支払う」方法は、22.5%と前回調査時とほとんど変わりませんでした。

企業の実情では、公民権に基づく「有給休暇扱い」が 22.1%と前回調査時より増加している一方で、「分からない」が 38.3%あり、休暇の対応が決まっていない企業も比較的多いことが分かりました。

次に裁判員に選ばれた場合の経営への影響については、「経営への負担が大きい」が 27.3%、「国民の義務として参加はやむを得ない」が 38.7%となりました。

裁判員に選ばれた時の参加の意思についての質問では、「積極的に参加したい」は 15.7%に止まり、「出来れば参加したくない」が 54.2%となっており、半数以上が裁判員として裁判に参加することに消極的です。

また、質問 4 にある「裁判員に選ばれた場合の経営への影響」についての回答項目ごとに、「裁判員に選ばれた場合の参加希望」をみてみますと、参加することを「さほど困らない」「負担とはならない」企業でさえも、裁判員として参加することに消極的な企業が多いことがわかりました。

今回の調査では、裁判員制度に対する認知度はかなり高まりましたが、裁判員としての参加については、消極的な様子がうかがえます。

裁判員として参加することに消極的な原因は、「仕事が忙しい」「人を裁くことになるから」が大半を占めます。

中小企業においては、「事業活動への負担」が大きく裁判員への参加に消極的である一方、負担はそれほど無くても精神的負担などを理由に、できれば参加したくないのが実情であると思われます。

今後は裁判員として参加するための、仕事やメンタル環境の整備とその対策を充実させる必要があると思われます。